

彦根市に測量・建設コンサルタント業務等にかかる
入札参加資格審査申請をされる方へ

1 審査基準日

滋賀県に準ずる。

2 資格要件

滋賀県に準ずる。

3 資格の有効期限

市内・準市内：令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間 (新規のみ)
県内・県外：令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間 (新規のみ)

4 業種区分

- (1) 測量は、測量法第10条の2に規定する業務です。
- (2) 地質調査は、地質調査業者登録規程第2条に規定する業務です。
- (3) 建設コンサルタントは、建設コンサルタント登録規程第2条別表に掲げる登録部門に係る業務です。
- (4) 補償コンサルタントは、補償コンサルタント登録規程第2条別表に掲げる登録部門に係る業務です。
- (5) 建築設計監理は、建築士法第23条に規定する業務です。
- (6) 設備設計監理は、空調や電気等の建築設備に係る設計監理業務です。

5 部門区分

業種区分ごとに設ける部門区分は下表のとおりです。

業種区分	部門区分
測量	測量一般、地図の調整、航空測量
地質調査	
建設コンサルタント	河川・砂防及び海岸・海洋、港湾及び空港、電力土木、道路、鉄道、上水道及び工業用水道、下水道、農業土木、森林土木、水産土木、造園、都市計画及び地方計画、地質、土質及び基礎、鋼構造及びコンクリート、トンネル、施工計画・施工設備及び積算、建設環境、機械、電気電子、廃棄物
補償コンサルタント	土地調査、土地評価、物件、機械工作物、営業補償及び特殊補償、事業損失、補償関連、総合補償
建築設計監理	
設備設計監理	計画、意匠、構造、冷暖房、空調、衛生、電気、積算、造園
一般調査	水質、大気質、TV調査、漏水調査、潜水調査、経済調査、分析・解析、騒音調査、振動調査、日照調査、電波調査、土壤調査、交通量調査、猛禽類調査 上記以外の一般調査

6 その他

(1) 受付担当職員が、申請者個別の希望に沿うように申請内容について指導することはありません。申請者の責任により作成・入力し、申請してください。

(2) 有資格者名簿の公表

申請に基づき作成した「入札参加有資格者名簿」は、申請対象年度の4月1日より彦根市ホームページにおいて公表します。

(3) 複数申請はできません。(例えば、営業所に委任始申請するにもかかわらず本店からも同時に申請することはできません。)